

# 外国人児童生徒に対する 日本語指導等の教育支援の現状

樋口裕子

## 1. はじめに

法務省によると平成28年末の在留外国人数は238万2,822人で、前年末に比較して15万633人(6.7%)増加し、過去最高となった。

これらの増加については、全国的な傾向であること<sup>(1)</sup>と、定住外国人が増えていること<sup>(2)</sup>を特徴として挙げるができる。

その影響を受けて、公立学校に在籍している外国人児童生徒も増加しており、平成28年には8万人を超え<sup>(3)</sup>、そのうち、日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数は34,335人で、1991年の調査開始以来最多となった。

文部科学省はこれまでも教育を受ける機会を保障するという人権の観点から様々な施策<sup>(4)</sup>を講じてきているが、今後は外国人児童生徒に対する教育支援を「次世代型グローバル人材の育成」と捉えて、さらなる施策を実施しようとしている。

このような状況の中で外国人児童生徒に対する日本語指導は「多様化への対応」がキーワードとなっている。つまり、外国人児童生徒の母語やその保護者の国籍、在留資格等がさまざまであること、また、日本語指導が必要な外国籍児童生徒数が100人以上となる学校もあれば外国籍児童生徒数が1人・2人である学校が60%を超えるなど、集住化、かつ、散在化が同時に進んでいることから、各地域はそれぞれの特徴に合わせて対応を考えなければならない状況に置かれているのである。

では、実際には各地域ではどのような対応がなされているのだろうか。本稿は、文部科学省の施策の1つである自治体の教育委員会を実施主体とする「きめ細かな支援事業」の報告書を外国人集住率別に分析することにより、各地域の対応が全体としてのどのような傾向に繋がるのか、また、今後の外国人児童生徒に対する教育支援の課題は何かを考えようとするものである。

## 2. 研究対象

本稿が地域ごとの教育支援の状況を理解するために分析対象とするのは、文部科学省の帰国・外国人児童生徒教育推進支援事業である「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」の平成28年度報告書の概要である。

この事業は「帰国・外国人児童生徒の受入から卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制の構築を図るために、各自治体が行う受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に関する取組を支援する」ことを目的として平成25年度から始まった事業で、各教育委員会等が実施主体となっている。平成28年度の報告書は、文部科学省のホームページで公開されている最新のものであり、以下の8つの項目別に具体的な取組内容が示されている。

- ①運営協議会・連絡協議会の実施
- ②初期指導教室やセンター校等の設置
- ③日本語能力測定方法の活用
- ④「特別の教育課程」による日本語指導の導入に向けた研修会の実施
- ⑤日本語指導ができる支援員の派遣
- ⑥児童生徒の母語が分かる支援員の配置
- ⑦学校種間連携モデル地域の設置
- ⑧その他

「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」を実施した自治体は、平成25年：44地域6府県（20県市）11指定都市、13中核都市、平成26年：42地域6府県（19県市）11指定都市、12中核都市、平成27年：53地域9府県（27県市）12指定都市、14中核都市、平成28年：61地域9府県（33県市）13指定都市、15中核都市、平成29年：64地域13道府県（35道府県市）14指定都市、15中核都市である。また、予算規模は、平成26年9,960万円、平成27年2億1,100万円、平成28年2億3,100万円、平成29年2億6,000万円で、平成30年の予算額は4億900万円に上るものである。

このうち、平成28年度・平成29年度までに3年度以上継続して事業を実施している自治体を外国人集住率順にグループ分けし、②③④⑤⑥を中心に、それぞれの特徴を見ていく。

グループは全国平均の外国人集住率 1.70 を中心として $\pm 0.5$ した数を基準とし、2.2% を超える A グループ、2.2%~1.2% の B グループ、1.2% 未満の C グループに分ける。

A グループ：21 都市（指定都市 6、中核都市 4、それ以外の都市 11）

B グループ：15 都市（指定都市 5、中核都市 4、それ以外の都市 6）

C グループ：10 都市（指定都市 1、中核都市 6、それ以外の都市 3）

分析対象とする集住率別の自治体一覧を表 1 として示す。

表 1 分析対象とする外国人集住率別自治体一覧

(人数は平成 28 年 1 月 1 日現在)

	都道府県	実施主体	実施主体※	H25	H26	H27	H28	H29	日本人(人)	外国人(人)	集住率
	全国			以下の○は事業の実施を示す					125,891,742	2,174,469	1.70%
A	岐阜県	岐阜県	可児市	—	—	○	○	○	95,513	5,635	5.57%
A	大阪府	大阪市	—	○	○	○	○	○	2,561,011	120,544	4.50%
A	三重県	(三重県)	伊賀市	○	○	○	○	○	90,544	4,188	4.42%
A	滋賀県	滋賀県	湖南市	○	○	○	○	○	52,616	2,225	4.06%
A	群馬県	(群馬県)	太田市	○	○	○	○	○	214,095	8,802	3.95%
A	愛知県	豊橋市	—	—	—	○	○	○	364,406	14,079	3.72%
A	三重県	(三重県)	鈴鹿市	○	○	○	○	○	193,539	7,012	3.50%
A	三重県	(三重県)	亀山市	○	○	○	○	○	48,153	1,651	3.31%
A	愛知県	豊田市	—	○	○	○	○	○	408,638	13,933	3.30%
A	愛知県	名古屋市	—	○	○	○	○	○	2,201,678	67,766	2.99%
A	京都府	京都市	—	○	○	○	○	○	1,377,940	41,609	2.93%
A	滋賀県	滋賀県	甲賀市	○	○	○	○	○	89,553	2,642	2.87%
A	兵庫県	神戸市	—	○	○	○	○	○	1,504,105	43,745	2.83%
A	三重県	(三重県)	津市	○	○	○	○	○	275,628	7,403	2.62%
A	静岡県	浜松市	—	○	○	○	○	○	788,093	20,934	2.59%
A	三重県	(三重県)	四日市市	○	○	○	○	○	304,586	7,871	2.52%
A	滋賀県	滋賀県	長浜市	○	○	○	○	○	118,024	2,971	2.46%
A	愛知県	岡崎市	—	—	—	○	○	○	373,679	9,105	2.38%
A	三重県	(三重県)	松阪市	○	○	○	○	○	163,603	3,840	2.29%
A	神奈川県	川崎市	—	○	○	○	○	○	1,426,777	32,991	2.26%
A	千葉県	船橋市	—	○	○	○	○	○	612,982	13,827	2.21%
B	神奈川県	横浜市	—	○	○	○	○	○	3,647,934	81,423	2.18%
B	大阪府	大阪府	門真市	—	—	○	○	○	122,721	2,688	2.14%
B	三重県	(三重県)	桑名市	○	○	○	○	○	140,100	3,049	2.13%
B	兵庫県	姫路市	—	○	○	○	○	○	531,289	10,208	1.89%
B	大阪府	大阪府	箕面市	—	—	○	○	○	133,116	2,471	1.82%
B	東京都	八王子市	—	—	—	○	○	○	552,735	10,060	1.79%
B	兵庫県	兵庫県	芦屋市	○	○	○	○	○	95,170	1,578	1.63%
B	神奈川県	相模原市	—	○	○	○	○	○	705,194	11,449	1.60%
B	大阪府	堺市	—	○	○	○	○	○	833,480	12,480	1.48%

(4)

B	京都府	(京都府)	宇治市	○	○	○	○	○	186,962	2,661	1.40%
B	広島	広島市	—	○	○	○	○	○	1,174,560	16,470	1.38%
B	滋賀県	滋賀県	近江八幡市	○	○	○	○	○	81,182	1,076	1.31%
B	長崎県	長崎市	—	○	○	○	○	○	430,025	5,500	1.26%
B	大阪府	豊中市	—	○	○	○	○	○	398,195	4,835	1.20%
B	福岡県	北九州市	—	○	○	○	○	○	959,965	11,643	1.20%
C	神奈川県	横須賀市	—	○	○	○	○	○	409,735	4,929	1.19%
C	滋賀県	大津市	—	○	○	○	○	○	338,486	3,948	1.15%
C	京都府	(京都府)	福知山市	○	○	○	○	—	79,176	843	1.05%
C	福岡県	久留米市	—	○	○	○	○	○	303,622	3,078	1.00%
C	長野県	長野市	—	○	○	○	○	○	380,040	3,472	0.91%
C	兵庫県	兵庫県	朝来市	○	○	○	○	○	31,642	212	0.67%
C	新潟県	新潟市	—	—	—	○	○	○	797,985	4,951	0.62%
C	福島県	郡山市	—	○	○	○	○	○	325,325	1,982	0.61%
C	愛媛県	松山市	—	○	○	○	○	○	514,206	2,851	0.55%
C	兵庫県	兵庫県	宍粟市	—	—	○	○	○	39,889	172	0.43%

・「実施主体※」は間接補助による実施主体であることを示す。  
・網掛(濃・太字)は指定都市、網掛(薄)は中核都市を表す。

### 3. 分析

#### 3.1. 初期指導教室(プレクラス)やセンター校等の設置

A グループに属する21市の中で、センター校あるいは拠点校等に関する記述が見られたのは10市であった。指定都市である大阪市(小学校4校、中学校4校)、京都市(1校)、神戸市(小学校7校、中学校1校)、中核都市では、豊田市(小学校3校)、岡崎市(1校)、船橋市(小学校1校、中学校1校)である。また、可児市(中学校1校)、伊賀市(小学校1校、中学校1校)、亀山市(小学校1校、中学校1校)、甲賀市(中学校1校、小学校7校)にもセンター校等が設置されている。これらのセンター校等は、日本語指導だけではなく、教材等の蓄積や情報共有の拠点としての役割も果たしている。児童生徒、保護者、教職員の相談に応じる役割を担うものもある。可児市では、全校生徒945人のうち120人が日本語指導を必要とする中学校をセンター校的な「実践校」として指定し、「特別の教育課程」にもとづいた教育実践を行っている。

また、初期指導教室では在籍学級とは別に一定期間集中的に初期の日本語指導や日本の学校生活への適応を促進するための指導が行われ、効果を上げている。指定都市である名古屋市では、「センター校」の初期集中教室(名称「ことばの教室」)が2教室開設されている。中核都市である豊

田市では、日本語初期指導教室（ことばの教室）を市内3小学校内に設置するとともに、「外国人児童生徒サポートセンター」を開設し、学校からの相談への対応、教材の提供を行っている。また、湖南省では市が開設・運営する日本語初期指導教室（さくら教室）が設置され、初期の日本語指導、学校生活への適応指導、市内各学校への情報提供の役割を果たしている。

初期指導教室の期間について具体的に挙げられていたのは、太田市の2か月である。あるいは、大阪市の1年以上におよぶ場合も報告されており、受入れ校への引き継ぎや連携が課題となっている。

また、初期指導教室に通室する児童生徒の保護者を対象としたガイダンスを実施し、日本の教育制度や学校生活についての説明を行い、質問に対応している地域もあった。

初期適応教室に通室できない児童生徒の対応に苦慮している地域も見られた。児童生徒の多国籍化、多言語化の傾向とともに散在化の傾向が進み、特に低学年の児童の場合その対応が難しい。

Bグループに属する15市の中で、6市においてセンター校が設置されていた。センター校には初期指導教室（プレクラス）を設置する場合も多く、日本語指導とともに、日本の学校生活への適応を促進する指導も行われていた。

場所は小学校あるいは中学校に設置する場合と教育委員会が実施主体となって市内に複数箇所設置する場合があった。後者の場合には、特に児童が通うことへの困難点が指摘されていたが、派遣による指導に比べて効率的な指導が行えることも指摘されていた。

横浜市では、横浜市教育委員会が運営する「横浜市日本語教室」によって初期日本語教室が4か所開設されている。豊中市の場合は、初期の指導は各児童生徒の在籍校で行われるものの、国際交流協会に委託して、ことも日本語教室も開催されている。

Cグループについては、明確にセンター校の設置が示されたのは、10市中2市であった。ともに小学校にセンター校が設置され、日本語指導の具体的事例の共有に役立つとされている。2市のうち1市では、初期日本語教室の開設も行われ、編入等の児童生徒の状況によって臨機応変に対応がなされていることが窺える。ただ、十分な受入態勢が整っているかについては判断できない部分もあった。

### 3.2. 日本語能力測定方法の活用

日本語能力の測定は、個々の外国人児童生徒を理解し、指導していくうえで非常に重要なものである。特に、外国人に定住傾向が見られ、日本の少子化が進むなか、外国人児童生徒を「次世代型グローバル人材」と捉える場合には、継続的で効果的な教育支援のために共通した方法による日本語能力測定が欠かせないだろう。

報告書に述べられている日本語能力測定方法とは、文部科学省が開発したDLA<sup>(5)</sup>と呼ばれる「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント」を指す。本稿でも主な日本語能力測定方法としてDLAを想定することとする。

DLAが文部科学省により開発されたのは平成26年であり、全体的に有効に運用されるにはまだ時間がかかると考えられる。Aグループ、Bグループ、Cグループすべてで、研修や説明等が行われていたが、まずは、その意義と方法を周知することに重点を置かれているようである。

もちろん、実際にDLA日本語能力測定を行い、個別の指導計画に生かしたという例もあったが、事例を持ち寄り協議・検討するには至っていない地域がほとんどである。

課題として、測定・分析に時間がかかる、測定の結果にばらつきがある、DLAを理解するのに時間がかかる、測定できる人材が不足している、結果を具体的な指導に生かす方法がよくわからないなど、どのグループでも共通して多くの課題が挙げられている。

また、実際の日本語能力測定では、DLA以外の方法を用いた地域もある。Aグループの津市では、津市版日本語能力把握スケールをもとに判定会議を行っている。また、Cグループの横須賀市では、「日本語力」LAスケール、J.COSS日本語理解力テスト、絵画語彙発達検査など、DLA以外の日本語能力測定法を用いて、独自の取り組みを行っている。

実際に測定が行われた場面では、実施者が限定されている場合と各校にその実施が任されている場合がある。Aグループの堺市では新たに児童生徒が帰国・来日するたびに指導主事を派遣してDLAを実施している。また、Cグループの横須賀市では「国際教育コーディネーター」と呼ばれる担当者が各校に派遣されて測定を行っている。正確な日本語能力測定は日本語指導に不可欠であるが、専門的知識が求められることや経験により測定技術を磨き続ける必要があることから、DLA実施者がある程度限定するほうが信頼性を保つうえで有効であろう。

日本語能力測定はそのための研修にも時間がかかるだけでなく、測定そのものに時間がかかり教員の負担も大きい。専門的知識と測定技術をもった人材の育成が急務である。

### 3.3. 「特別の教育課程」による日本語指導の導入

平成26年4月施行の学校教育法施行規則一部改正によって、日本語指導が必要な児童生徒を対象として在籍学級以外の教室で行われる指導について特別の教育課程を編成・実施することができるようになった。

平成26年5月現在では、「特別の教育課程」による日本語指導を受けている者の割合は、児童生徒割合においても実施学校数においても約2割<sup>(6)</sup>にとどまっているが、本稿が分析対象とした報告書には「『特別の教育課程』による日本語指導の導入に向けた研修会の実施」が示されており、さらに本格的な編成・実施が求められていることが分かる。

Aグループでは、21市中すべてで「特別の教育課程」編成・実施に関する研修あるいは担当者による協議が行われている。多くの場合、日本語指導が必要な児童生徒の実際の「個別の指導計画」が作成され、それをもとに協議や検討、見直しが行われており、その過程が日本語指導担当者の指導力向上や教員同士のネットワーク形成に役立っているようである。

また、その書式の検討がなされていることも多く、すでにその自治体独自の統一した書式を作成している場合もあり、実践により具体的な改善が進んでいる状態であることが分かる。

約半数の自治体では、すでに「特別の教育課程」に基づく実質的な日本語指導が行われており、作成された個別の指導計画による日本語指導経験が蓄積されているため、部分的ではあっても具体的な改善案が自発的に提案されると考えられる。在籍学級とは異なる指導による学習評価が行われることで、個々の児童生徒への理解が深まることも指摘されている。

ただ、個別の指導計画については作成と検討が進んでいるが、さらにその指導計画の評価までが十分に行われ、いわゆるPDCAサイクルが出来上がっているとまでは言えない。

課題としては、先進事例を学校全体あるいは市全体へと共有すること、実践校の成果から汎用性のあるカリキュラムを作成することなどが挙げられている。

Bグループでも、15市中すべてで「特別の教育課程」編成・実施に向けた研修や説明、あるいは担当者による協議が行われている。「特別の教

(8)

育課程」に基づく公開授業研修会を実施する地域もあった。

日本語指導加配教員が配置されている学校など、一部の学校だけで進めるという形ではあるが、すでに「特別の教育課程」が導入されている地域が約半数見られた。まだ導入が始まっていない場合でも「29年度からセンター校で、30年度からは在籍校で」など具体的な準備が整っているか、すでに試験的には実績を積んでいるところも見られ、「様式を1枚にまとめたほうがよい」など具体的に検討が進んでいる様子がうかがえた

その成果としては、個別の課題が明確になる、支援方法の引き継ぎ等が容易になる、日本語指導担当者と在籍学級の担任等の情報共有など、他の教職員との情報のネットワーク化を促進できるというメリットが挙げられている。

その一方で、特に在籍数が多い場合には教職員の負担が膨大となる、学期の途中で転入・転出に対応することが難しい、保護者との連携が必要になるなどが課題として上げられた。

A グループに比較して B グループで「特別の教育課程」の編成・実施の難しさが強調されているように思われるのは、指導経験の蓄積が多くないことからまずは困難が目立つことや、教師間のネットワークの形成が不十分であることが原因の一つかもしれない。

C グループについても、10市中すべてで「特別の教育課程」編成・実施に向けた研修や説明、あるいは担当者による協議が行われている。また、実際に個別の指導計画を立ててそれをもとに協議・検討を行ったというものもあった。しかし、一方では編成・実施の具体的な見通しが見られないものも少なくなく、体制整備が十分整っているとは言えないようである。

### 3.4. 日本語指導等の教育支援に関わる人々

報告書には「日本語指導ができる支援員の派遣」について、あるいは、「児童生徒の母語が分かる支援員の配置」についての項目がある。

「日本語指導ができる支援員」は、日本語指導員、日本語巡回指導講師、指導補助者・支援員、自立支援日本語指導員などと呼ばれ、教員（国際教室担当者、国際化担当教員、日本語学級教員、日本語指導教員、日本語指導加配教員など）とともに日本語指導において大きい役割を担っている。

当然のことながら、専門性が求められるわけだが、その条件を具体的に示しているのは、広島市のみであった。広島市では、「教育委員会におい

て、次のいずれかに該当する者を指導協力者として登録する」とあり、以下の4つが挙げられている。

- ア. 学校教育法に基づく大学若しくは短期大学又は専修学校で、日本語教育に関する専門課程を修了した者
- イ. 日本語教育能力検定試験に合格した者
- ウ. 日本語教師養成講座 420 時間を受講した者
- エ. 学校などにおいて日本語指導の経験がある者

外国人集住率が高くセンター校や拠点校を設置できる地域では、教員と支援員の協力による指導経験の蓄積や教材・情報の共有が比較的容易であると思われるが、外国人集住率が低い地域では外国人児童生徒の問題は、あくまでも在籍学級だけの問題と捉えられ、日本語指導員の派遣で解決するものと考えられる場合もあるようだ。

どの地域でも日本語指導に関する高い専門性をもった人材の確保が容易でないことには変わりがなく、これらの人材の確保、あるいは、人材の養成が今後の課題であろう。

「児童生徒の母語が分かる支援員」は、それぞれの地域の支援体制の違い等から、通訳支援員、自立支援日本語指導員、外国語補助指導員、母語支援員、バイリンガル支援員、渡日教育サポーター、外国人サポート巡回指導員、スタディサポーター、母語サポーター、学校生活適応支援員など、様々な名称で呼ばれており、その役割が非常に幅広いものであることが分かる。

家庭訪問や懇談時の通訳、保護者への配布文書の翻訳はもちろんのこと、初期日本語指導、学校生活への適応指導、授業介助、保護者への対応、進路に関する相談、さらには、災害時の対応もその役割として挙げられている場合もある。

母語が分かる支援員が、児童生徒やその保護者の日本の学校制度や学校文化への理解を促進し、また、精神的な安定を確保するうえで重要な役割を担っていることは明らかである。生活指導上の問題がある場合等には、保護者への情報が当該児童生徒からだけの情報に偏ることなく、正確で客観的な情報を伝えることに役立ち、保護者との信頼関係を築くことに大きく貢献したこともあげられていた。

しかしながら、その待遇については、甲賀市で「母語支援員7名を甲賀市で雇用」とあったのみで、非常勤待遇や有償ボランティア待遇である場合が多いと推測される。

当然のことながら、このように幅広い役割を担う人材の確保は、外国人集住率の高い地域でもそうでない地域でも困難であろう。特に児童生徒の母語が少数言語である場合には、人材の確保はさらに難しくなる。

まずは、英語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、フィリピン語、中国語、ポルトガル語、スペイン語の7か国語で書かれている『就学ガイドブック』や教育委員会等作成の多言語による文書や教材を検索できる情報検索サイト「かすたねっと」<sup>(7)</sup>など、既存の資源を十分に活用し、過剰な仕事量となることを防ぐ必要がある。また、地域によってその状況が全く異なるために、それぞれの経験の蓄積を共有することが難しいという一面もあるが、状況の似ている地域の経験をネットワーク化することも求められる。

外国にルーツを持ちながら、日本に生活の基盤をおいている「児童生徒の母語がわかる支援員」の協力なくしては、教育を受ける機会を保障するという人権の観点からも「次世代型グローバル人材の育成」という観点からも、重要な課題に対応することはできない。日本国籍であっても日本語指導が必要な児童生徒が急増している<sup>(8)</sup>状況を見ても「児童生徒の母語が分かる支援員」について待遇面、また、その位置づけを再検討するべきであろう。

#### 4. まとめ

本稿では、初期指導教室（プレクラス）やセンター校等の設置、日本語能力測定方法の活用、「特別の教育課程」による日本語指導の導入、日本語指導等の教育支援に関わる人々に注目して、外国人児童生徒に対する日本語指導等の教育支援の現状を見てきた。

センター校の設置等では、当然のことながら外国人集住率の高い地域のほうが設置される割合が高く、Aグループでは約半数、Bグループでは約3分の1、Cグループでは5分の1の地域で報告書に記載が見られた。センター校等の設置は、日本語指導や学校生活への適応指導を効率的に行うことを可能とし、指導経験や教材の蓄積、指導者間の情報共有に大きく役立っている。しかしながら、散在化の傾向はAグループでもBグループでも見られ、センター校を設置するだけで問題が解決しないことは推測が容易である。Cグループのような外国人集住率の低い地域では、日本語指導者の巡回指導が中心になってくるわけだが、センター校等で蓄積され

る全体の情報共有に生かしやすい経験とともに、その個別的で強く地域に密着した経験の蓄積が将来の多文化社会を支えるため大きい役割を果たすのではないかと考える。

日本語能力測定方法の活用については、外国人集住率の高低に関わらずその意義について理解が進んではいるものの、信頼できる測定技術を持った人材の確保と測定を実施するための時間の確保が大きい課題となっている。しかしながら、外国人児童生徒を「次世代型グローバル人材」と捉えた場合、たとえ学期途中での転入・転出、あるいは、それらの繰り返しであっても、継続的・効果的な日本語指導等を忍耐強く進めていくことが必要になる。まずは、限定的であっても核となる専門性をもった人材の養成が急務であろう。現在でも多くの地域で DLA をもとにしながら実施可能な測定方法が模索されているが、DLA 等の専門的知識を持った人材を中心に指導者間、担当者間の日本語能力についての共通した理解をさらに深めれば、将来的には日本人児童生徒の教育にも役立つのではないかと考える。

平成 26 年 4 月施行の「特別の教育課程」による日本語指導の導入については、A グループ、B グループで、その編成・実施に関する協議が具体的に進んでいる。C グループでも体制整備が十分ではない点が見受けられるものの、協議や検討が行われている。「特別の教育課程」による指導経験が蓄積すれば、モジュール教材等の作成も容易になり、日本語指導から教科型指導への移行にも大きい役割を果たすものと思われる。

日本語指導等の教育支援に関わる人々については、外国人集住率の高低に関わらず日本語指導に関する専門性を有している人材の確保と養成が課題となっている。また、児童生徒の母語が分かる人材についてはその役割が大変幅広く重要であるにもかかわらず、人材の確保が容易ではないことがわかった。待遇面での改善も必要であるが、地域内での解決を図るだけでなく、「かすたねっと」のような情報検索ネット等、地域を超えて WEB 上で共有できる資源のさらなる充実が求められよう。

本稿が日本語指導等の教育支援の現状を示すものとしたのは、「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」の報告書概要である。そのため、そこに記載されていない状況については調べることができていない。また、実施主体が教育委員会等であるため、協力団体として国際交流協会や NPO 等の活動団体が挙げられている場合でも、その具体的な教育支援活動については把握することができなかった。各地域

で実施されている外国人児童生徒の教育支援は、実際には国際交流協会やNPO等の活動団体を含めて重層的に行われているものであるが、これらの調査については今後の課題としたい。

#### 注

- (1) 加藤（2017）は、2013年を1とした場合の、2016年の日本人と外国人の増減率を比較して、「外国人増減率に注目すると、一部で減少している地域があるが、北海道、東北、四国、九州など、これまで必ずしも外国人集住都市地域ではなかった地域でも、外国人の増加傾向が見られる。」と述べ、外国人の増加傾向が全国的なものであることを指摘している。
- (2) 加藤（2017）は、また、在留資格に注目して、「永住を認めている在留資格である『永住者』と『特別永住者』の人数の合計が1996年以降一貫して増加している」と述べ、さらに、帰化人口（もと外国籍、現在は日本国籍を取得した人）も「継続的に増加」していることを指摘している。
- (3) 文部科学省「学校基本調査」によると平成28年5月1日現在の「公立学校に在籍している外国籍の児童生徒数」は80,119人であった。そのうち小学校に在籍する数が49,093人（61.3%）と最も多い。
- (4) 文部科学省の帰国・外国人児童生徒等に対する支援施策を以下に示す。（文部科学省「外国人児童生徒等に対する教育支援に関する基礎資料」による。）
  - ①外国人児童生徒等に対する日本語指導の充実のための教員配置
  - ②帰国・外国人児童生徒等教育推進支援事業
  - ③日本語指導者等に対する研修の実施
  - ④就学ガイドブックの作成・配布
  - ⑤日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施（平成26年度より施行）
  - ⑥外国人児童生徒の総合的な学習支援事業（H22年～H24年）
    - ・『外国人児童生徒受入の手引き』配付
    - ・情報検索ネット「かすたねっと」開設
    - ・『外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント～DLA～』配付
    - ・『外国人児童生徒教育研修マニュアル』配付
- (5) DLA（Dialogic Language Assessment for Japanese as a Second Language）とは、「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント」で、文部科学省が東京外国語大学に委託して開発した「学校において利用可能な日本語能力の測定方法」である。平成26年3月に配布された。
- (6) 日本語指導が必要な児童生徒のうち日本語指導を受けている者の割合は、平成16年から平成26年まで約8割であるが、そのうち「特別の教育課程」による日本語指導を受けている者を以下に示す。（文部科学省「外国人児童生徒等に対する教育支援に関する基礎資料」による。）

	外国人児童生徒		日本国籍の児童生徒	
学校種	小学校	中学校	小学校	中学校
児童生徒割合	26.7%	22.9%	20.9%	18.9%
実施学校数	20.4% 650/3,185 校	18.9% 291/1,536 校	20.0% 339/1,692 校	19.5% 109/558 校

- (7) 情報検索サイト「かすたねっと」では、文部科学省初等中等教育局国際教育課が、帰国・外国人児童生徒教育のために提供する情報検索サイトで、教育委員会等作成の多言語による文書や教材等を検索することができる。選択できる言語は、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国・朝鮮語、英語、フィリピン語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、日本語、ロシア語である。また、選択できる主題には、保健関連、行事、届出・証明書、学校制度、「お知らせ・お願い」などがある。
- (8) 日本国籍の日本語指導が必要な児童生徒は、平成16年から平成26年まで単調増加傾向にあり、平成26年には7,897人となった。(文部科学省「外国人児童生徒等に対する教育支援に関する基礎資料」による。)

#### 参考文献

- 毛受敏浩 (2016) 『自治体がひらく日本の移民政策』 明石書店
- 加藤真 (2017) 「日本における外国人に関する実態と将来像-『これまで』と『これから』の整理-」 シノドス 9月8日  
<https://synodos.jp/society/> (2017年10月5日閲覧)
- 総務省【日本人住民】平成28年住民基本台帳人口・世帯数、平成27年度人口動態 (市区町村別)
- 総務省【外国人住民】平成28年住民基本台帳人口・世帯数、平成27年度人口動態 (市区町村別)  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01gyosei02\\_02000122.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei02_02000122.html) (2017年11月12日閲覧)
- 文部科学省 CLARINET 平成28年度「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」に係る報告書の概要  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/001/1385530.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/1385530.htm) (2017年10月5日閲覧)
- 文部科学省「外国人児童生徒等に対する教育支援に関する基礎資料」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/28/06/\\_icsFiles/afieldfile/2016/06/28/1373387\\_03.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/06/_icsFiles/afieldfile/2016/06/28/1373387_03.pdf) (2017年12月25日閲覧)
- 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況に関する調査(平成28年度)」の結果について  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/29/06/1386753.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/06/1386753.htm) (2017年10月5日閲覧)

(本学日本語日本文学科教授)